

制裁規程を次のように制定する。

平成 31 年規程第 号
平成 31 年 月 日制定
経営委員会

制裁規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 制裁（第 2 条—第 4 条）
- 第 3 章 制裁等事案発生の場合の手續（第 5 条—第 7 条）
- 第 4 章 制裁委員会（第 8 条—第 14 条）
- 第 5 章 制裁の公表（第 15 条）
- 第 6 章 雑則（第 16 条・第 17 条）
- 附 則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成 16 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 23 条の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の役員及び職員（以下「役員等」という。）の制裁に関する手續等を定めることを目的とする。

第 2 章 制裁

（制裁を課する場合）

第 2 条 役員等が、法、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）若しくは国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）、これらの法律に基づく命令若しくは独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）若しくは法に基づいてする厚生労働大臣の処分若しくは年金積立金管理運用独立行政法人業務方法書（平成 18 年 4 月 1 日付厚生労働省発年 0401021 号認可）その他の規程等に違反し、又は管理運用法人の役員等たるにふさわしくない行為（以下「違法行為等」という。）をしたときは、当該役員等に対し、制裁を行うものとする。

（役員の制裁）

第 2 条の 2 役員の制裁は、次の各号に掲げる制裁の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行う。

- （1） 解任の求め又は解任 第 3 条第 3 項及び第 4 条第 3 項に掲げるところにより行う。
- （2） 減給 1 年以下の期間、俸給月額又は非常勤役員手当の月額の 5 分の 1 以下に相当する額を、給与から減ずる。
- （3） 戒告 始末書を徴して役員の責任を確認し、その将来を戒める。

(監督上の措置)

第2条の3 前条に基づく制裁の必要のない役員についても、必要に応じて、次の各号に掲げる
ところにより監督上の措置を行うことができる。

- (1) 訓告 文書により注意し、その将来を戒める。
- (2) 嚴重注意 口頭により嚴重に注意し、その将来を戒める。
- (3) 注意 口頭により注意し、その将来を戒める。

(職員の制裁等)

第2条の4 職員の制裁及び監督上の措置（以下「制裁等」という。）については、就業規則に定
めるところによる。

(理事長等に対する制裁等)

第3条 理事長並びに経営委員会の委員長及び委員（以下「理事長等」という。）に対する制裁等
は、経営委員会の議決により、これを課す。ただし、当該制裁等に係る審議の対象となってい
る理事長等は、議事に参加することができない。

- 2 経営委員会は、前項の規定により議決する場合は、あらかじめ、審議の対象となっている理
事長等に対し、文書又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 3 理事長等の解任については、経営委員会が厚生労働大臣に対し求める。

(理事に対する制裁等)

第4条 理事に対する制裁等は、理事長が、これを課す。

- 2 前項の規定に基づき制裁等を課す場合には、理事長は、あらかじめ、第8条に規定する制裁
委員会の意見を求めなければならない。
- 3 理事（管理運用業務担当）の解任については、理事長が経営委員会の同意を得、かつ、厚生
労働大臣の承認を受けて行い、理事（管理運用業務担当理事を除く。）の解任については、理事
長が経営委員会の同意を得て行う。

第3章 制裁等事案発生の場合の手続

(調査及び報告書の作成等)

第5条 役員の違法行為等に該当する疑いがあると認められる事案（以下「制裁等疑義事案」と
いう。）が発生したときは、理事長等については、監査委員会が選定する監査委員（ただし、全
ての監査委員が当該制裁等疑義事案の対象となる場合は、経営委員会が指名する経営委員会の
委員長又は委員（監査委員を兼ねる委員を除く。）。以下「選定監査委員等」という。）が、理事
については、総務部長が、速やかに調査を開始し、その事実の存否、内容、関係者等について
十分に調査しなければならない。

- 2 選定監査委員等は、理事長等について前項に規定する調査を行ったときは、制裁等事案発生
調査書を作成しなければならない。
- 3 総務部長は、当該調査により、理事について違法行為等に該当すると判断したときは、制裁
等事案発生報告書を作成しなければならない。

(制裁等事案の報告等)

第6条 選定監査委員等は、前条第2項の規定に基づき、理事長等に係る制裁等事案発生調査書

を作成したときは、遅滞なく経営委員会及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 2 総務部長は、前条第3項の規定に基づき、制裁等事案発生報告書を作成したときは、遅滞なくその内容を理事長及び監査委員に報告しなければならない。

(忌避)

第6条の2 第5条第1項の規定における理事の事案に関し、総務部長が当該事案に関する者であるときは、理事長は、総務部長に代わって同条第1項及び第3項に規定する権限を行う者を指名する。

(制裁等事案発生調査書及び制裁等事案発生報告書の記載事項)

第7条 制裁等事案発生調査書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 対象者の役職、氏名、年齢及び生年月日
- (2) 制裁等疑義事案の発生日時及び発生場所
- (3) 制裁等疑義事案の内容及び状況
- (4) その他参考事項

2 制裁等事案発生報告書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 対象者の役職、氏名、年齢及び生年月日
- (2) 制裁等事案の発生日時及び発生場所
- (3) 制裁等事案の内容及び状況
- (4) その他参考事項

第4章 制裁委員会

(設置目的)

第8条 理事の制裁等に関し、公正を期すため、管理運用法人に制裁委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(機能)

第9条 委員会は、第4条第2項の規定により、理事長から意見を求められたときは、制裁等事案発生報告書に記載された報告事案について審議し、理事長に対し意見を提出するものとする。

- 2 委員会は、前項の規定により意見を提出する場合には、あらかじめ、当該意見に係る審議の対象者に対し、文書又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(委員会の構成)

第10条 委員会は、委員長及び委員で構成する。

- 2 委員長は、審議の対象者でない理事をもって充てる。ただし、全ての理事が審議の対象者である場合は、委員の中から理事長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員は、審議役、コンプライアンス・オフィサー、総務部長、企画部長及び市場運用部長をもって充てる。
- 4 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。

(委員長の職務)

第11条 委員長は、委員会を統括する。

(委員会の会議)

第 12 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員（次条の規定により、委員会の会議に出席することができない委員を除く。）の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員の出席の停止）

第 13 条 委員は、自己が審議の事案に関するときは、委員として委員会の会議に出席することができない。

（委員会の庶務）

第 14 条 委員会の庶務は、総務部総務課が行う。

第 5 章 制裁の公表

（制裁の公表）

第 15 条 管理運用法人は、原則として、次の各号のいずれかに該当する制裁がなされたときは、速やかにこれを公表するものとする。

（1）職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る制裁

（2）職務に関連しない行為に係る制裁（減給及び戒告を除く。）

2 管理運用法人は、前項の場合において、制裁の事由に該当する行為の概要、制裁の区分及び程度、制裁年月日、役職名等の制裁を受けた者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとするを原則とする。

3 管理運用法人は、制裁の事由に該当する行為による被害者又は関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合においては、前 2 項の規定にかかわらず、公表内容の全部又は一部を公表しないことができる。

4 前 3 項に規定する公表は、管理運用法人のホームページへの掲載その他適宜の方法によるものとする。

第 6 章 雑則

（雑則）

第 16 条 この規程に定めるもののほか、制裁等に関し必要な事項は、理事長が定める。

（規程の制定又は改廃）

第 17 条 この規程の制定、変更又は廃止は、経営委員会の議決により行うものとする。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

職員給与規程（平成 31 年規程第 3 号）の一部を次のとおり改正する。

平成 年 月 日改正
経営委員会

新	旧
第 1 章～第 3 章 （略） 第 4 章 雑則 第24条～第31条 （略） （懲戒等の場合の給与） 第32条 就業規則の規定に基づく懲戒処分を行った場合の給与については、 理事長が別に定める。 第33条～第35条 （略） 附 則 （略）	第 1 章～第 3 章 （略） 第 4 章 雑則 第24条～第31条 （略） （懲戒等の場合の給与） 第32条 就業規則第53条第 2 号から第 4 号までの規定に基づく懲戒処分並び に制裁規程第 2 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定に基づく制裁処分を行っ た場合の給与については、理事長が別に定める。 第33条～第35条 （略） 附 則 （略）

附 則（平成 31. ○. ○改正）
この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

情報セキュリティ管理規程を次のように制定する。

平成 31 年規程第 号
平成 31 年 月 日制定
経営委員会

情報セキュリティ管理規程

第 1 章 基本方針等

(基本方針)

第 1 条 年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）は、情報漏えいの防止等情報セキュリティを確保するため、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（以下「統一基準群」という。）、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）、管理運用法人の内部統制の基本方針等を踏まえ、情報セキュリティ対策の目標、基本対策等を策定し、情報セキュリティ水準の向上を図ることとする。加えて、情報セキュリティに関係する規程、細則及び手順書等（以下「関係規程等」という。）に定められた事項及び対策を実行の上、評価し、必要に応じて見直すという PDCA(Plan・Do・Check・Act)サイクルを実施する。

(情報セキュリティ対策の目標)

第 1 条の 2 管理運用法人は、第 2 項に掲げる管理運用法人内外からの情報資産に対する脅威（以下「脅威」という。）に対処するため、管理運用法人が被る損害又は外部に与える損害を最小限にくい止めることにより、管理運用法人の業務の継続に甚大な悪影響を及ぼす事態を起こさないことを目標として情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

2 管理運用法人が情報セキュリティ対策において対処する脅威は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 外部からの意図的な攻撃（不正侵入、コンピュータウイルス、盗聴、盗難、改ざん、破壊、消去、漏えい等）
- (2) 管理運用法人の役員及び職員（臨時職員及び派遣契約職員を含む。以下「役員等」という。）による意図的な不正使用等（不正使用、改ざん、破壊、消去、漏えい、持出し等）
- (3) 非意図的要因（ただし、ハードウェア障害、ソフトウェア障害、ネットワーク障害、設備の故障、非意図的な誤使用等を除く。）
- (4) 災害（落雷、火災、水害、地震等）

- (5) 管理運用法人の情報資産を用いた外部への意図的・非意図的な加害行為（コンピュータウイルスの送信、不正侵入等）

(目的)

第1条の3 この規程は、第1条に基づき、管理運用法人のとるべき対策の枠組みを定め、管理運用法人が自らの責任において対策を図るための措置を講ずることにより、もってサイバーセキュリティ対策を含む情報セキュリティ対策の強化・拡充を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第1条の4 この規程における用語を以下のとおり定義する。

2 「情報」とは、以下の(1)から(4)までに掲げるものをいう。

(1) 役員等が職務上使用することを目的として管理運用法人が調達し、又は開発した情報システム若しくは外部電磁的記録媒体（以下「外部媒体等」という。）に記録された情報（当該情報システムから出力された書面に記載された情報及び書面から情報システムに入力された情報を含む。）

(2) その他の情報システム又は外部媒体等に記録された情報（当該情報システムから出力された書面に記載された情報及び書面から情報システムに入力された情報を含む。）であって、役員等が職務上取り扱う情報

(3) (1) 及び (2) のほか、管理運用法人が調達し、又は開発した情報システムの設計又は運用管理に関する情報

(4) 文書管理規程第2条第1号に規定する法人文書

3 「情報システム」とは、ハードウェア及びソフトウェアから成るシステムであって、情報処理又は通信の用に供するものをいい、特に断りのない限り、管理運用法人が調達又は開発するもの（管理を外部委託しているシステムを含む。）をいう。

4 「情報セキュリティ」とは、情報の機密性、完全性及び可用性をいう。

5 「情報セキュリティ対策」とは、情報セキュリティを確保するために必要な措置をいう。

6 「統一基準群」とは、以下の(1)から(4)までに掲げるものをいう。

(1) 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一規範

(2) 政府機関等の情報セキュリティ対策の運用等に関する指針

(3) 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準

(4) 政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン

7 「情報セキュリティインシデント」とは、JIS Q 27000:2014における情報セキュリティインシデント（望まない単独若しくは一連の情報セキュリティ事象、又は予期しない単独若しくは一連の情報セキュリティ事象であって、事業運営を危うくする確率及び情報セキュリティを脅かす確率が高いもの）をいう。

8 「約款による外部サービス」とは、民間事業者等の組織が約款に基づきインターネッ

ト上で提供するサービスであって、当該サービスを提供するサーバ装置において利用者が情報の作成、保存、送信等を行うものをいう。ただし、利用者が必要とする情報セキュリティに関する十分な条件設定の余地があるものを除く。

- 9 「情報セキュリティ要件」とは、アクセス制御等情報セキュリティを確保するために、情報システムにおいて必要となるセキュリティ機能をいう。
- 10 「情報資産」とは、情報及び情報を管理する仕組み（情報システム、事務室、保管庫及びその他情報を保管するための施設設備（情報システムを除く。））の総称をいう。
- 11 「機密性」とは、情報に関して、認可された者だけがこれにアクセスできる状態を確保することをいう。
- 12 「完全性」とは、情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- 13 「可用性」とは、情報へのアクセスを認可された者が、必要時に中断することなく、情報及び関連資産にアクセスできる状態を確保することをいう。
- 14 「情報リテラシー」とは、電子計算機及び通信回線等を活用して情報を扱うための基本的な知識及び能力（情報セキュリティに関するものも含む。）をいう。

（適用対象）

第2条 この規程の適用対象とする者は、役員等とする。

2 削除

第2章 情報セキュリティ対策のための基本指針

（リスク評価と対策）

第3条 管理運用法人は、その組織の目的等を踏まえ、第10条に定める自己点検の結果、第11条に定める監査の結果、サイバーセキュリティ基本法に基づきサイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を勘案した上で、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び顕在時の損失等を分析し、リスクを評価し、必要となる情報セキュリティ対策を講じるものとする。

- 2 管理運用法人は、前項の評価に変化が生じた場合には、情報セキュリティ対策を見直すものとする。

（関係規程等の整備）

第4条 管理運用法人は統一基準群と同等以上の情報セキュリティ対策が可能となるように関係規程等を定めるものとする。

- 2 管理運用法人は、前条第1項の評価結果を踏まえ、関係規程等の評価及び見直しを行うものとする。

第3章 情報セキュリティ対策のための基本対策

(管理体制)

第5条 管理運用法人は、情報セキュリティ対策を実施するための組織・体制を整備するものとする。

2 削除

3 最高情報セキュリティ責任者は、この規程で規定した情報セキュリティ対策に関する事務を統括し、役員等に対して、別表に掲げる情報セキュリティ対策を講じさせるとともに、その責任を負う。

4 最高情報セキュリティ責任者は、自らの担務を関係規程等に定める責任者及び管理者に担わせることができる。

5 削除

(対策推進計画)

第6条 最高情報セキュリティ責任者は、第3条第1項の評価の結果を踏まえた情報セキュリティ対策を総合的に推進するための計画（以下「対策推進計画」という。）を定めるものとする。

2 管理運用法人は、対策推進計画に基づき情報セキュリティ対策を実施するものとする。

3 最高情報セキュリティ責任者は、前項の実施状況を評価するとともに、情報セキュリティに係る重大な変化等を踏まえ、対策推進計画の見直しを行うものとする。

(例外措置)

第7条 管理運用法人は、関係規程等に定めた情報セキュリティ対策の実施に当たり、例外措置を適用するために必要な申請・審査・承認のための手順と担当者を関係規程等の中で定めるものとする。

(教育)

第8条 管理運用法人は、役員等が自覚をもって関係規程等に定められた情報セキュリティ対策を実施するよう、情報セキュリティを含めた情報リテラシー確保のための教育を行うものとする。

(情報セキュリティインシデントへの対応)

第9条 管理運用法人は、情報セキュリティインシデントに対処するため、適正な体制を構築するとともに、必要な措置を定め、実施するものとする。

2 情報セキュリティインシデントの可能性を認知した者は、関係規程等に定める報告窓口に連絡するものとする。

3 関係規程等に定める責任者は、情報セキュリティインシデントに関して報告を受け又は認知したときは、必要な措置を講ずるものとする。

(自己点検)

第10条 管理運用法人は、情報セキュリティ対策の自己点検を行うものとする。

(監査)

第11条 管理運用法人は、関係規程等が統一基準群に準拠し、かつ実際の運用が関係規程等に準拠していることを確認するため、情報セキュリティ監査を行うものとする。

(情報の格付)

第12条 管理運用法人は、取り扱う情報に、機密性、完全性及び可用性の観点に区別して、分類した格付を付すものとする。

- 2 管理運用法人は、外部の機関（以下「外部機関」という。）との情報の提供、運搬及び送信に際しては、前項で定めた情報の格付のうち、いかなる区分に相当するかを明示等するものとする。

(情報の取扱制限)

第13条 管理運用法人は、情報の格付に応じた取扱制限を定めるものとする。

- 2 管理運用法人は、取り扱う情報に、前項で定めた取扱制限を付すものとする。
- 3 管理運用法人は、外部機関との情報の提供、運搬及び送信に際しては、情報の取扱制限を明示等するものとする。

(情報のライフサイクル管理)

第14条 管理運用法人は、情報の作成、入手、利用、保存、提供、運搬、送信及び消去の各段階で、情報の格付及び取扱制限に従って必要とされる取扱いが損なわれることがないように、必要な措置を定め、実施するものとする。

(情報を取り扱う区域)

第15条 管理運用法人は、管理運用法人事務所において情報を取り扱う区域の範囲を定め、その特性に応じて対策を決定し、実施するものとする。

(外部委託)

第16条 管理運用法人は、情報処理に係る業務を外部委託する場合には、必要な措置を定め、実施するものとする。

- 2 管理運用法人は、外部委託（約款による外部サービスの利用を除く。）を実施する場合は、委託先において情報漏えい対策や、委託内容に意図しない変更が加えられない管理を行うこと等の必要な情報セキュリティ対策が実施されることを選定条件とし、仕様内容にも含めるものとする。
- 3 管理運用法人は、要機密情報を約款による外部サービスを利用して取り扱わないものとする。
- 4 管理運用法人は、機器等の調達に当たり、既知の脆弱性に対応していないこと、危殆化した技術を利用していること、不正プログラムを埋め込まれること等のサプライチェーン・リスクへの適切な対処を含む選定基準を整備するものとする。

(情報システムに係る文書及び台帳整備)

第17条 管理運用法人は、保有する情報システムに係る文書及び台帳を整備するものとする。

(情報システムのライフサイクル全般にわたる情報セキュリティの確保)

第18条 管理運用法人は、保有する情報システムの企画、調達・構築、運用・保守、更改・廃棄及び見直しの各段階において情報セキュリティを確保するための措置を定め、実施するものとする。

- 2 管理運用法人は、情報システムの脆弱性対策、アクセスログの定期的点検など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段を確保するものとする。

(情報システムの運用継続計画)

第19条 管理運用法人は、保有する情報システムに係る運用継続のための計画（以下「情報システムの運用継続計画」という。）を整備する際には、非常時における情報セキュリティ対策についても、勘案するものとする。

- 2 管理運用法人は、情報システムの運用継続計画の訓練等に当たっては、非常時における情報セキュリティに係る対策事項の運用が可能かどうか、確認するものとする。

(暗号・電子署名)

第20条 管理運用法人は、暗号及び電子署名の利用について、必要な措置を定め、実施するものとする。

(インターネット等を用いた情報の授受)

第21条 管理運用法人は、インターネット等を用いて情報の授受をする際には、利用者端末の情報セキュリティ水準の低下を招く行為を防止するために、必要な措置を定め、実施するものとする。

(情報システムの利用)

第22条 管理運用法人は、情報システムの利用に際して、役員等に情報セキュリティを確保するために行わせる必要な措置を定め、実施するものとする。

- 2 管理運用法人は、役員等による規定の遵守を支援する機能について、情報セキュリティリスク及び業務効率化の観点から支援する範囲を検討し、当該機能を持つ情報システムを構築するものとする。

(情報セキュリティ要件の明確化に基づく対策)

第23条 管理運用法人は、アクセス制御の観点など導入すべきセキュリティ機能及び主要な脅威を防ぐための情報セキュリティ要件を明確化するとともに、当該要件を確保する。

(情報システムの構成要素についての対策)

第24条 管理運用法人は、電子計算機及び通信回線等、個別の情報システムの構成要素について、その特性及びライフサイクルに応じて必要な対策を実施する。

(関係細則への委任)

第25条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、理事長が別に定める。

- 2 この規程の適用に際し、理事長は必要な経過措置等を定めることができる。

(規程の制定又は改廃)

第26条 この規程の制定、変更又は廃止は、経営委員会の議決により行うものとする。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表

〔役員等の遵守事項〕

(情報の作成と入手及び利用時の対策)

- 1 情報を利用等する場合は自らが担当している業務の遂行以外の目的で利用等しないこと。
- 2 情報の作成や変更時等に格付及び取扱制限を決定及び明示等するとともに、明示された格付及び取扱制限に従って情報を取り扱うこと。
- 3 U S Bメモリ等の電磁的記録媒体を用いて情報を取り扱う際、定められた手順に従うこと。

(情報の保存時の対策)

- 4 要機密情報を保存する際は、アクセス制限を設定するなど、情報の格付及び取扱制限に従って情報を適切に管理すること。
- 5 要機密情報を含む電磁的記録媒体、書類又は重要な設計書については、施錠ができる書庫・保管庫に保存する等の適切な管理をすること。

(情報の送信又は運搬時の対策)

- 6 要機密情報を送信又は運搬する場合には、安全確保に留意して送信手段又は運搬方法を決定し、情報の格付及び取扱制限に応じて、安全確保のため暗号化等適切な措置を講じること。

(情報のバックアップ)

- 7 業務に係る情報の滅失等が、業務の遂行に影響を与える可能性が高いと判断される場合、適切な頻度でバックアップ又は複写を取得すること。

(情報の提供時の対策)

- 8 要機密情報を管理運用法人外に提供する場合は、手順に従い、第5条第4項に規定した責任者に許可又は届出を行うこと。
- 9 電磁的記録を公表又は提供する場合は、ファイルのプロパティ等に含まれる作成者名、組織名、作成履歴等、公表に不要な付加情報を削除する等、不用意な情報漏えいを防止するための措置を講じること。
- 10 情報を提供する場合は、提供先において、当該情報に付された格付及び取扱制限に応じて適切に取り扱われるよう、取扱い上の留意事項を確実に伝達するなどの措置を講じること。

(情報の消去時の対策)

- 11 電磁的記録媒体に保存された情報が不要となった場合は、速やかに情報を消去すること。
- 12 電磁的記録媒体や書面を廃棄する場合は、全ての情報を復元できないように抹消する

こと。

(管理運用法人支給以外の端末の利用時の対策)

- 13 管理運用法人支給以外の端末により情報処理を行う場合は、情報の格付に従い、第5条第4項に規定した責任者に許可又は届出を行うこと。
- 14 管理運用法人支給以外の端末により情報処理を行う場合は、定められた手続及び安全管理措置に関する規定に従うこと。

(管理運用法人外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止)

- 15 国民等、管理運用法人外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する規定に従うこと。
- 16 国民等、管理運用法人外の者に対して、アクセスや送信させることを目的としてドメイン名を告知する場合に、「. go. jp」で終わるドメイン名を使用すること。

(不正プログラム感染及び拡大の防止)

- 17 不正プログラムの感染防止のため以下の行為を行わないこと。
 - ・ 安全性が確実ではないファイルをダウンロードする。
 - ・ 安全性が確実ではないファイルを移送、提供等する。
 - ・ 安全性が確実ではないファイルを開き、あるいは実行する。
- 18 不正プログラムに感染した恐れがある場合には、当該端末の通信回線への接続を速やかに切断し、第5条第4項に規定した責任者等に連絡し、その指示に従うこと。

(識別コード又は主体認証情報等の管理)

- 19 主体認証情報（パスワード等）の管理に当たって、「他者に知られない」「他者に教えない」「忘れない」「容易に推測可能なものを用いない」「定期的に更新する」ことを徹底すること。
- 20 主体認証情報格納装置（IC カード等）の管理に当たって、「他者に貸与しない」「紛失しない」こと。
- 21 識別コード（ユーザ ID 等）が不要になった場合又は主体認証情報が他者に使用された（又は使用される危険性が生じた）場合には、速やかに第5条第4項に規定した管理者に届け出ること。

(端末の利用時の対策)

- 22 モバイル端末を利用する際、第5条第4項に規定した責任者の承認を得るとともに、定められた手順に従い適切に利用すること。
- 23 端末は業務目的のみで使用し、その際使用する端末において利用可能と定められたソフトウェアのみを利用すること。

(通信回線の利用時の対策)

- 24 許可されていない端末等を通信回線に接続せず、許可された通信回線のみを利用すること。

(電子メールの利用時の対策)

- 25 要機密情報を含む電子メールを送受信する場合には、第5条第4項に規定した責任者が指定（管理運用法人によって運営又は外部委託されているものをいう。）した電子メールサービスを利用すること。

（ウェブの利用時の対策）

- 26 ウェブブラウザのセキュリティ設定を適切に行うこと。（あらかじめ第5条第4項に規定した管理者が設定している場合には、それに従って適切に使用すること。）
- 27 ウェブサイトに要機密情報を入力して送信する場合は、次の事項を確認すること。
- (a) 送信内容が暗号化されていること。（ウェブブラウザの鍵アイコン表示等による確認）
 - (b) 送信先が想定している組織のウェブサイト（サイト証明書等による確認）

（兼務の禁止）

- 28 情報セキュリティについての責任者（又はその上司）の立場にあつて、情報セキュリティに関する申請を自らが行う場合には、自分以外の適切な承認権限者に申請すること。

（違反への対処）

- 29 関係規程等への重大な違反を知った場合は、速やかに第5条第4項に規定した責任者にその旨を報告すること。

（例外措置の運用）

- 30 定められた審査手続きに従い、許可権限者に規定の例外措置の適用を申請すること。

（情報セキュリティ対策の教育）

- 31 情報セキュリティ対策についての教育を、年に一度は受講すること。ただし、人事異動等により新しい職務等に着任した場合には、必要に応じて受講すること。

（自己点検）

- 32 計画に基づき決定された自己点検票及び手順に従い、自己点検を実施すること。

（情報セキュリティインシデントの対処）

- 33 不審メールの受信等情報セキュリティインシデントの可能性を認知した場合は、速やかに報告窓口及び第5条第4項に規定した責任者に連絡するとともに対処手順等に従いその対処に努めること。

（外部委託における対策）

- 34 委託先に要機密情報を提供する場合は、提供する情報を必要最小限とし、委託先において情報が不要になった場合、あるいは外部委託終了時には委託先に不要な情報を返却、廃棄又は抹消をさせること。
- 35 委託先における情報セキュリティインシデントを認知した場合は、速やかに報告窓口及び第5条第4項に規定した責任者又は管理者に連絡するとともに対処手順等に従いその対処に努めること。

（約款による外部サービスの利用における対策）

- 36 利用するサービスの約款、その他の提供条件等から、利用に当たってのリスクが許容

できることを確認した上で約款による外部サービスの利用を申請し、適切な措置を講じた上で利用すること。

(関係規程等の運用)

- 37 関係規程等に係る課題及び問題点を発見した場合は、第5条第4項に規定した責任者又は管理者を通じて統括情報セキュリティ責任者に報告すること。

運用リスク管理規程（平成 31 年規程第 15 号）の一部を次のとおり改正する。

平成 31 年 月 日改正

経営委員会

新	旧
第 1 条～第 4 条（略） （乖離許容幅） 第 5 条（略） 2 及び 3（略） 4 国内債券については、 <u>平成 31 年度計画</u> を踏まえ、「国内債券＋短期資産」と読み替え、適用する。 第 6 条～第 11 条（略） 附 則 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。	第 1 条～第 4 条（略） （乖離許容幅） 第 5 条（略） 2 及び 3（略） 4 国内債券については、 <u>平成 30 年度計画</u> を踏まえ、「国内債券＋短期資産」と読み替え、適用する。 第 6 条～第 11 条（略） 附 則 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31. . 改正）

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。